中世後期における四府駕輿丁の展開
―左近衛府駕輿丁「猪熊座」の出現をめぐって―

文化科学研究科・日本歴史研究専攻　西山　剛

はじめに

四府駕輿丁とは、左右近衛府・左右兵衛府の四府に属し、行幸に際して天皇が乗る輿を担ぐ集団である。鎌倉期に至って商業活動へ乗り出し、以後諸々の物品を商う総合商人としても姿を現す。先行研究では戦前の三浦周行氏に始まり[1]、豊富な研究蓄積が存在する。これらの研究ではその商人的側面が注目され、商業座研究の重要な分析対象とされてきた。まずこれらの諸先行研究のうち、主要なものの概略を述べ、本稿の分析視角の設定を行いたい。

先行研究において特筆すべきものが、豊田武氏[2]、脇田晴子氏[3]の研究である。豊田氏は網羅的な史料蒐集の上、鎌倉期から近世初期に至る四府駕輿丁座の発展から没落、さらにはその過程の中での集団の構成や商人としての営業分析という視点を設定し、考察を行っている。いわば四府駕輿丁の通史的叙述を行っているといえよう。

それに対し脇田氏も営業分析を中心に論考を進める。氏の論考中、極めて重要な指摘として挙げられるのは、豊田氏が四府駕輿丁の持つ営業特権を「課役免除特権のみを有するもの」と「専売権をも併せ有するもの」とに分け、四府駕輿丁の営業品目の分析を行ったことを受け、それを「座の発展の結果による性格の変化」として捉え、「初期には課役免除の特権をもつものが座を結成するが、商品経済の発展の結果として、専売権を併せ有するものが出現する[4]」と指摘し、豊田氏が提起した問題を商業の発達の度合いという視点を導入することで論理的に説明したことである。

また氏は新たに「人身的支配を基礎とし、課役免除特権の代償としての奉仕を主とし、そのかたわら商品生産―販売に従事するもの（奉仕の座）」と「一定地域内における支配権を基礎として、売買行為を許可することによって、従属させ、課税するもの（営業の座）」という二つの概念を規定し、四府駕輿丁は駕輿奉仕を行う「奉仕の座」としながら、「営業の座」としての性格も併せ有するようになったとし、四府駕輿丁の商業的性格をも定義した。

徹底した史料蒐集と精緻な分析により、四府駕輿丁研究は通時代的なシェーマを確立し、これまで部分的な批判・訂正は行われたものの、現在までその枠組みが完全に乗り越えられることはなかった[5]。

このような研究状況の中、残された課題は内部における統合や対立といった動態的側面を照射することであろう。先述した豊田氏、脇田氏の研究の中でも人数構成の変遷や、四府駕輿丁内部において座が発生してくることは指摘されているものの、その契機や、固有座の展開

がその後の四府駕輿丁の展開過程を考察する上でどのような意義を持つのか、といった点には言及していない。

古代から近代に至る長大な歴史を有する四府駕輿丁内部においては、大きな変容・変質が存在したであろうことは想像に難くない。本稿ではこのような四府駕輿丁のダイナミックな展開過程を、彼等が活発に商業活動を行うようになる中世後期、とくに室町期から織豊期を中心として述べていきたい。

その際、注目したいのが左近衛府駕輿丁に属する猪熊座という組織である。この猪熊座は、後述するように本来は丹波・若狭地域と関係を持ちながら商業活動を行っていたが、商業上の特権を得た後、取扱商品を拡大させることになる。天文二十三年（一五五四）には米穀商売[6]を、天正六年（一五七八）には、魚商売[7]を行っていることがそれぞれ確認できる。とりわけ魚商売の分野では、本来この分野で絶大な勢力を誇った粟津座の五十五名に次ぐ、三十五名の商人数を誇るようになる。

さらに、天正十六年の豊臣秀吉による後陽成天皇の聚楽第行幸においては、猪熊座単独で三十名という大量の出仕者を出したという伝承も所持している[8]。

これらの事例から、左近衛府駕輿丁猪熊座が、室町最末期の段階で四府駕輿丁の中で極めて大きな勢力を保持していることが知られよう。商業の上においても、また聚楽第行幸という政治的儀礼の中でもこれほどまでに大きな存在を示す猪熊座については、これまでその存在は指摘されてきたが、成立の背景や、その組織性、活動の有り様などの諸側面については全く明らかにされてこなかった。この猪熊座の出現契機を、四府駕輿丁総体の動きの中から探り、その上で猪熊座の組織性、志向性を明らかにしていきたい。中世後期という政治的・経済的な激変期において、商業者はいかなる影響を受けながら自らの集団を維持し、または変容させていったのか。本稿ではこのような問題を、内部における動静に着目し、四府駕輿丁の展開を通して考えるものである。

第一章　四府駕輿丁の展開過程
―個別駕輿丁から四府駕輿丁へ―

先行研究では、「四府駕輿丁座」という語句が用いられ、通時代的にあたかも一貫した組織であったかのように理解されてきた[9]。ところが管見の史料の限りでは、この理解は当てはまらない。

図表1からわかるように、「四府」という語を自身の集団に冠して活動し、また奉行人奉書で宛所とされるなど、社会的に広く認知されてくるのは十五世紀前半を待たなくてはならない[10]。それ以前の鎌倉期から南北朝期においては、一府、乃至二府

図表１　個別駕輿丁・四府駕輿丁名称表（10世紀－15世紀半）

年代		内容	個別駕輿丁	四府駕輿丁	出典
延長5	927	延喜式発布につき	左右近衛府		延
天延元年5月22日	973	内裏御修法のことにつき	左右近（駕輿丁事）		親
天延2年8月18日	974	季御読経のことにつき	左右近駕輿丁		親
建仁元年7月26日	1201	右近府駕輿丁の訴えにつき	右近府駕輿丁		三
寛喜３年8月4日	1231	北野祭において御輿長駕輿丁らが訴訟する	左右御輿長・駕輿丁		民
仁治3年8月22日	1242	御方違行幸に際し左近駕輿丁喧嘩	左近駕輿丁		経
文和3年5月15日	1354	右近府駕輿丁、北朝に答申する。	右近府駕輿丁		御
応永元年7月29日	1391	幕府、右近府駕輿丁等の申請によって米酒以下の課役を免除する。	右近府加輿丁		北三
応永3年7月29日	1394	幕府、右近衛府駕輿丁の紺持売を、正親町三条公敦雑掌の押捕するを止め、重ねてその諸役を免除する	右近府駕輿丁		北三
応永４年3月　日	1395	駕輿丁諸公事免許	右兵衛府駕丁　孫二郎		東
応永23年3月10日	1416	左右近府駕輿丁麩商売のことに関して。	左右近府駕輿丁		広
応永29年3月17日	1422	室町幕府奉行人奉書（米穀課役納入に関して）		四府駕輿丁	東
永享10年8月10日	1438	四府駕輿丁請文（米穀課役納入について）		四府の米うり	東
嘉吉3年4月29日	1443	室町幕府御教書		四府駕輿丁	壬
宝徳9年6月9日	1450	室町幕府奉行人連署奉書		四府駕輿丁	壬
文安元年4月8日	1444	四府駕輿丁交名・住宅等事について		四府駕輿丁	建
文安元年4月29日	1444	交名四巻持ち来たる		四府駕輿丁	建
文安3年7月2日	1446	左近駕輿丁争論	左近府駕輿丁	四府駕輿丁	晴
文安3年7月20日	1446	左近衛府駕輿丁沙汰人をめぐる争論	左近府沙汰人	四府衆中	晴
文安3年7月29日	1446	日野重子の口入	左近駕輿丁		晴
文安6年5月12日	1449	左兵衛府駕輿丁団扇商売事に関して	左兵衛府駕輿丁		康
享徳２年8月4日	1453	北野祭礼における争論	左近府加輿丁	四府	康
長禄2年4月	1458	造内裏地口催役をめぐる争論		駕輿丁四府・四府之輩	東
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

延…『延喜式』、親…『親信卿記』、三…『三長記』、民…『民経記』、経…『経光卿記抄』、御…『御挙状等執筆引付』、北三…『北野宮三年一請会引付』、東…『東山御文庫記録』、広…『広橋家史料』、壬…『壬生文書』、建…『建内記』、晴…『晴富宿禰記』、康…『康富記』

※管見史料の中から所属名称が判然とするもの選択した。

で活動していることが知られる（以後、「四府」と名乗りだす以前の駕輿丁を、便宜的に「個別駕輿丁」という言葉で表す。また四府駕輿丁という名乗りを獲得した後も四府を全体的に統率する「兄部」や「沙汰人」は室町期においては確認できない。そのため統率者のいる個別駕輿丁を「組織」、全体的な統率者を持たない四府駕輿丁は「集団」という概念でそれぞれ捉えることとする。）。

この十五世紀前半は、四府駕輿丁の集団性を考える上で極めて重要な画期として位置付けることができよう。個別駕輿丁が自らを四府駕輿丁と号するようになる変化は、どのような志向のもとに行われ、またそれはどのような意義があるのだろうか。

この点を考察するため、まずは彼らの訴訟手段に着目したい。訴訟は当事者の論理が前面に押出され、訴訟手段にはそれが色濃く反映されると考えるからだ。以下、個別駕輿丁と四府駕輿丁の訴訟事例を具体的に示しながら検討する。

第一節　個別駕輿丁の訴訟手段

朝廷所属の駕輿丁は行幸の供奉だけでなく、北野社などの各種祭礼で神輿の勤仕をも担った[11]。寛喜三年（一二三一）八月、北野祭礼の経営にあたる率分所年預紀国兼と、実際の神輿勤仕を担う左右近衛府御輿長・駕輿丁[12]との間に軋轢が生じ、駕輿丁側が訴訟に及んだ。

北野祭礼は諸国からの運上品を年預が換金し、諸々の担当者に下行することで運営された。ところが、年預紀国兼は換金せずに運上物（白布）のまま左右近衛府御輿長・駕輿丁に下行しようとしたため、それに反発する形で「及二神事之違例一[13]」ぶこととなった。

この寛喜三年は、未曾有の大飢饉の年であり、膨れ上がる被害に公武双方が苦慮していた事実が指摘されている[14]。当然、駕輿丁内部においても被害は甚大であった。寛喜三年七月一日の御方違行幸に際して、御輿への勤仕の任にあたっていた「御輿長・駕輿丁」が飢餓によって途中で「平臥」してしまって、かわりに武家が担ぐ事態に陥ったり[15]、また公卿勅使発遣に際して「右近府御輿長・駕輿丁」が課役を懸けられた際には、在京のものは二、三人を残し大部分が餓死してしまい、課役納入を果たすことはできないと主張している[16]。寛喜三年の北野社祭礼における訴訟の背景には、当然このような駕輿丁側の困窮を想定しなければならない[17]。

この訴訟において何よりも着目したいのは、「今日御幸、饗無沙汰之間、御輿長・駕輿丁致二訴訟一、抑二留神輿一云々[18]」と記されることである。

ここからは駕輿丁が訴訟に際して、自らが担ぐべき神輿を抑留している事実を知ることができる。この抑留行為は、祭礼の中核である神輿渡御を中断させ、祭礼自体の停止を招く行為であるといえよう。

その後、この訴訟は広橋経光の仲介を経て駕輿丁は一切責めを受けることなく銭貨での下行を実現させている[19]。この結果は、駕輿丁らが行った抑留行為が訴訟の中で有効に機能した結果といえよう。

抑留行為を用いた訴訟は他にも見られる。仁治三年（一二四二）の方違行幸に際する訴訟がそれである。

今夜御方違行幸入道大相国（西園寺公経）今出川亭、（中略）後聞、左近駕輿丁参二入宮門一、守護武士禁制、称二重役公人一之由入門之間喧嘩出来、陵（轢カ）楽駕輿丁大略及二死門一之由、有二披露一、駕輿丁等一同訴訟、頭中将迷二成敗一、出二御南殿一之後群訴、不レ進二御輿一、（中略）、種々被レ仰二子細一之間、恐以進二御輿一云々、

又路次駕輿丁腹立之余大略如レ走、前陣公卿上レ鞭云々、事之躰有レ恐歟、還御之時又訴訟歟、毎時嗷々云々[20]

後嵯峨天皇の今出川亭への方違行幸に際し、宮門に進入しようとした左近衛府駕輿丁と宮内の守護にあたる武士との間に喧嘩が生じ、駕

輿丁の大半が死亡してしまった。それを不服として駕輿丁らが訴えを起こしたわけだが、ここで取られる手段が「不レ進二御輿一」、すなわち天皇の乗る輿を止めることなのである。この行為は、やはり行幸という儀礼そのものの停止を意味し、論理としては神輿抑留行為と同等のものと理解してよいだろう。

また「又路次駕輿丁腹立之余大略如レ走、前陣公卿上レ鞭云々」という記述にも目を向けたい。自身の主張が受け入れられないまま、渋々と輿を進めているのがこのときの駕輿丁の状況である。内に秘めた憤りが駕輿丁達の早足での進輿という行為に結びついていると考えられる。さらにこの行為は、「前陣公卿上レ鞭」という記述からも明らかなように、行列全体の速度を速めており、秩序からのある種の逸脱を引き起こしているといえよう。駕輿丁は輿への勤仕という形で行幸という極めて秩序だった行為の中核に位置し、その流れを左右することができた存在であった。

これらの事例からも明らかなように、個別駕輿丁は自らの果たすべき職務を放棄することで訴訟に及び、逸脱することで祭礼・儀礼挙行者（為政者）に対して不満を表明している。

ここで確認したいのは、これらの行為に及んでも、為政者側が訴訟に及んだ駕輿丁を解任し、他者に職務を担わせてはいない点である。このことは、広く社会において、駕輿丁が原則的に他者に代替させることができない、という通念が存在していたことを物語っていよう。駕輿丁らが行う職務放棄行為は、代替不可という社会認識に裏打ちされた訴訟行為であると考えることができる。

さらに、この職務放棄行為は、駕輿丁の商業活動を躍進させるためにも有効に働いた。やや時代が下る応永元年（一三九四）、及び同三年には次ぎのような史料が見られる。

①右近府加輿丁等申、米酒尊（樽カ）以下課役（在所注文相二副一之）事、及二来一日北野宮神幸違乱一之間、所レ被二免除一也、早可レ被二下知一之状、依レ仰執達如レ件

応永元年七月廿八日　左衛門左（斯波義将）　在判

御師松梅院法印御房[21]

②右近府駕輿丁等申紺持売事、多年無二相違一之處、当年始而三條中将雑掌押捕云々、所詮彼等諸役免除之條、帯二永徳元年勅裁并同二年応永元年御教書一之上、及二来一日北野宮神幸之違乱一之間、重被二免除一了、早可レ被二下知一之旨、所レ被二仰下一也、依執達如件

応永三年七月廿九日　沙（斯波義将）弥在判

松梅院法印御房[22]

この両通は、どちらも右近衛府駕輿丁の商業活動を伝える史料であり、駕輿丁が商業上の特権を獲得していることを示す初出史料でもある。両通とも形式的には管領奉書で、幕府から右近衛府駕輿丁への下達文書と解される。①では米・酒以下の諸物にかかる課役を、②では右近衛府駕輿丁への「三條中将雑掌」の課役賦課に対して、その免除をそれぞれ下達している。

これらの史料の中で確認しておきたい点は二つある。一つは文書発給日が「七月廿八日」、「七月廿九日」であり北野祭礼の直前であるという点。いま一つは、両史料とも諸役免除の理由が「及二来一日北野宮神幸違乱一」と記されることである。これらの事実は、右近衛府駕輿丁が北野祭礼の行われる前段階において、幕府側にとっては違乱行為と認識される、何らかの行動を起そうと宣言していたことを伝えるものである。「…神幸違乱」（史料①）、「…神幸之違乱」（史料②）と記述されることから考えても、その行動が神輿抑留行為であったことは明白であろう。

実際の行為に移らなくとも、「神輿を抑留する」と宣言することのみ

で課役免除を獲得することは、この訴訟手段がこの間に定型化され、幕府側にとっても忌避すべき事態として認識されていたことを意味する。

さらに、先に引いた寛喜三年・仁治三年の史料と、この応永期の史料とでは職務放棄である抑留行為が発動される契機が変化している点を看過することはできない。寛喜三年では、北野祭礼における下行を本来の銭貨下行の方式で行うことを求めて神輿抑留が発動され、仁治三年の場合は駕輿丁構成員が喧嘩によって武士に殺害されたことによりそれが発動されていた。前者は銭貨下行によっての経済的利益の回復、後者は武力行使に対して侵害された名誉を回復しようとしたものである。

それに対し、応永期の抑留行為のきっかけは外部からの課役賦課であり、商業的権益の維持のために行われていることがわかる。この現象は抑留行為を商業の分野にまで拡大させ、商業的特権（利権）維持を図ろうとした結果、起こった変化であると理解することができる。

応永期以後の訴訟史料の中では、駕輿丁の諸役免除特権保持や、追認を示す史料が散見されるようになる[23]。中世商人が、自身の権益を拡大する際、自らの歴史の古さと商業上の特権の正当性を打ち出すのが一つの通例であったことは既に指摘されているが[24]、駕輿丁の場合、この他に実力行動として職務放棄を用いた訴訟手段があった。この行為こそが、室町期商業界における駕輿丁の席巻を支えた大きな武器であったと考えられる。とするならば、駕輿丁の本来的な職務である駕輿への勤仕こそが、彼等の商業活動の屋台骨であったといえよう。

第二節　四府駕輿丁の訴訟手段

十五世紀前半以後、四府駕輿丁と号するようになることは先述した通りであるが（図表1）、この「四府駕輿丁」というまとまりを持ち出すと、前節で述べたような職務放棄とは全く異なる訴訟手段が見られるようになる。次ぎに示す史料は、長禄二年（一四五七）の内裏造営に際して勃発した争論に関するものである。

「駕輿丁（端裏）申状」

禁裏様　　駕輿丁四府各謹言上

就二諸業諸商売一被レ懸二諸役一間事

抑四府之輩者、往古以来依三御一二免諸業諸商売一、御輿宿御当勤日夜朝暮并八幡・北野祭礼其外三節会亡罷従輩也、

既余之百官之公人等者被レ下二朝恩一外、毎度雖レ被レ下二御謗（訪カ）一、駕輿丁等者雖レ不レ蒙二一紙朝恩一、併諸商売以下之依二御免一、諸役諸公事奉公于今無二退転一処亡、先年造内裏之時、課役之由被二仰出一間、無二先規一之旨申上処亡、以二山門之公人一堅依レ被レ致二譴責一、上分進納仕処亡今者号二本役一被レ懸之条、不便之次第也、

□先年造内裏之時、依レ被レ懸二課役一少々没落仕古老仁、致二堪忍一処、結句地口催役之間、迷惑之至此事也、

如レ此悉被二課役一者、雖レ非二緩怠一、自二駕輿丁一可二退散仕一歟、所詮以二此旨一、如二先々一被レ成二下御成敗一、蒙二御裁許一、弥為レ抽二奉公忠勤一、四府各謹言上如レ件

長禄二年卯月　日[25]　　（傍点筆者注）

この史料の前段階において、「山門公人」の譴責を利用し幕府が四府駕輿丁[26]に課役を納入させた事実があり、これ以降もこの課役の納入を「本役」として固定化させようとした。「少々没落仕古老仁」と記されるように、過去の課役納入に際して構成員が没落しており、四府駕輿丁にとってはこれ以上の課役負担が甚大な損失であると理解されていたと考えられる。このような状況の中で強く反発した四府駕輿丁によって提出されたのがこの文書である。史料中、傍点部に着目したい。ここでは四府駕輿丁が「緩怠をしているわけではないが、（これ以上課

役納入を強制されるならば）駕輿丁という身分から退散する」と、課役の固定化に反発し駕輿丁という身分を自主的に放棄すると主張している。「上分進納仕処仁今者号二本役一被レ懸之」という文言も合わせて考えると、この身分放棄行為は上分不納の可能性を示唆する具体的な圧力行為であると理解することができる。

個別駕輿丁段階では、自身の担うべき職務を放棄することで訴訟を行うことは先に見た通りだが、この四府駕輿丁段階になると、「駕輿丁」という身分そのものの放棄を梃子にしながら、自らの主張を展開していくことが認められる。

この身分放棄という訴訟手段は、論理的には駕輿丁が「四府」とまとまることによって初めて強力な訴訟手段としての効力を発揮すると考えられる。つまり自ら「四府」と冠して大きな集団性を獲得することは、同時に極めて強力な訴訟手段（身分放棄の主張）を獲得することにつながるのである。

では、個別駕輿丁はどのようして「四府」と意識され、号されていくようになるのであろうか。この点を考える際、彼らが初めて「四府駕輿丁」と号するようになる十五世紀前半の史料に着目したい。

大外記師勝申、洛中并河東東西米屋課役事、訴状如レ此、八幡春日神人四府駕輿丁雑色小舎人政所下部以下輩難渋之間、先度成敗之処、不二事行一云々、早任二酒麹売役傍例一、厳密相二触之一、若猶不二叙用一者、就レ令レ註二申交名一、可レ有二殊沙汰一之由、所レ被二仰下一也、仍執達如レ件、

応永廿九年三月七日　　沙弥

佐々木加賀守[27]

この史料は、幕府が押小路師勝の訴えにより、石清水八幡宮神人、春日社神人、四府駕輿丁、雑色の小舎人、政所下部以下に対して「米屋課役」納入を令していることを伝えるものである。米穀商人は四府駕輿丁に限らず大炊寮本所である押小路家に対して課役納入を行うことになっており、この史料における師勝もこの権益の範囲内で幕府に訴えたのであろう。

これを受けた幕府は雑多な所属を持つこれらの商人に対して、これ以上課役納入を停滞させるならば、違背者の交名を作成した上、殊更に厳しい処罰に処す旨を通達している。

史料中、「早任二酒麹売役傍例一」という部分は重要である。既に応永十七年（一四一〇）には中原（押小路）師世に対して「酒麹売年役」が還付されている史料が確認される[28]。この事実をモデルとして適用することにより、今回の諸商人の課役滞納問題を解決し、米穀課役納入を押小路家へ集約しようとしていると考えられる。

しかし四府駕輿丁の場合、この幕府の命令通りに課役納入を行うわけではなかった。この争論以後も押小路家との米穀課役争論が継続的に勃発するのである。その過程の中で永享十年（一四三八）に至り、「右米の御くし（公事）の事、四府の米うり百廿余人の中より、毎年弐拾貫文つゝ、永代とりさた申すへく候[29]」と、懈怠なく課役納入を行う旨の請文を提出する。本来ならばこの公事は「家別壱貫文[30]」であり、総額で百二十余貫文になるはずだが、請文に記された額は「弐拾貫文」であり、全体の六分の一に請け切っていることが知られる[31]。四府駕輿丁側は大幅な課役減額を獲得したことになる。だがそれすらも履行することはなかった。

その後、幕府はこの永享の請文を根拠に嘉吉二年（一四四二）[32]、同三年[33]、宝徳二年（一四五〇）[34]と連年の納入命令を発するものの、四府駕輿丁は一向に従わなかった。それどころか文明三年に至り、課役納入を強硬に強いる押小路師著に対して、「このうへはかよちやうの（号）かうをとゝめ候て、一向甲乙人になり候へき[35]」と主張する[36]。自身の要求が受け入れられないのならば、「甲乙人」（無資格者）に変じるこ

とも辞さないというこの主張は、四府駕輿丁の不退転の姿勢を示すと共に、先に触れた代替不可の社会通念を最大限に利用した、極めて強力な主張方法と位置付けることができよう。

四府駕輿丁と押小路家との争論の最終的な決着は判然としないが、もともと所属が雑多であった洛中米穀商売が、天文期には所属が四府駕輿丁に一本化されていることから考えても[37]、この争論が四府駕輿丁側にとって有利に決着したと考えられる。

個別駕輿丁が四府駕輿丁と名乗り出すこの時期は、これまで見てきたように押小路家との米穀課役をめぐる争論のただ中である[38]。四府駕輿丁への集合という現象は、米穀課役争論が展開されていく過程で、より大きく集合し、訴訟を有利に進めようとしたことにより生じた変化であると考えられる。そしてこの集合こそが、職務放棄行為（ストライキ）から身分放棄行為へと訴訟手段を格段に強化させることにつながったと考えられる。

第三節　四府駕輿丁集団の性格

個別駕輿丁から四府駕輿丁へと大きなまとまりを持ち出すようになっても、個別駕輿丁は消滅することなく存続していくことが同じく図表1から読み取れる。ではこの両者はどのような相互関係の中で存続していくのであろうか。

この問題を考えるに際して重要な示唆を与えてくれる史料が永正十四年（一五一七）の一連の争論史料である。これは四府駕輿丁の一つである右兵衛府駕輿丁と、院庁の下級職員である召次菊千代が、黒田口で商売をする材木座をめぐり争ったものである。まずは争論の論点を提示し概略を述べたい。

残存する三問三答史料を日次順に整理したものが図表2である。この争論の中心的な論点は、「黒田口材木座」は右兵衛府駕輿丁と召次菊千代のどちらが支配するものなのか、ということである。この点に関して四府駕輿丁は「只今材木座者、悉右兵衛府之座中也[39]」（図表2—①）として材木座構成員の全てが右兵衛府駕輿丁であり、召次側に「座中百姓」を進退する根拠があるならば提出せよという主張を行う[40]（図表2—②）。しかし「近年召次令二押領一之条、各座中致二同心一事、無レ故次第也」という記述から明らかなように、実際には黒田口の材木商人の中に召次に同心する勢力が存在していたことは間違い無い。

これに対し召次菊千代は「既代々為二朝恩一材木商役黒田口当知行上者、進退之百姓勿論也[41]」と自らの百姓進退権を「朝恩」に求めた上で、「駕輿丁等召次代々朝恩之地黒田口、可二領知一之段、綸旨等在レ之者致二捧上一[42]」せ、と右兵衛府駕輿丁と真っ向から争う姿勢を見せている。

この両者の主張からは、この争論における中心的な対立点が見えてくる。つまり、右近衛府駕輿丁側は材木座構成員を身分的・人身的に掌握しようとするのに対し、召次側は、「代々朝恩之地黒田口」という文言から明らかなように、黒田口という領域を通して材木座を把握しようとしている。いわばこの争論は、身分的支配権と領域的支配権の異なる支配論理の対立と考えることができる。

この争論がどのように調停され、裁決が下ったのかは史料が残っていなく判然としないが、ここで着目したいのは、三答を提出したのとほぼ同時に、駕輿丁側がさらに申状を提出した事実である。

この申状では、「御節会、御即位、御禊、大嘗会、行幸等諸役[43]」への勤仕や、「御番」への日常的な奉公によって諸役免除が認められているにも拘らず、召次菊千代が根拠なく「右兵衛府の座人」を

図表2　永正14年四府駕輿丁・召次菊千代争論整理表

番号	年月日	西暦	文書名	史料特記文言	出典
①	永正14年6月	1517	四府駕輿丁申状		甲71
②	同年7月		四府駕輿丁重申状	（二答）	甲71
③	同年7月		召次菊千代重申状		甲70
④	同年8月		四府駕輿丁支申状	三答	甲71
⑤	同年8月		四府駕輿丁申状	身分放棄文言	甲71

※出典の文書郡は全て『東山御文庫記録』

抑留していることの不法を言上している（図表2―⑤）。この申状の中で特に注視したいのが「召次無二證跡一子細申候て、右兵衛府の座人抑留、無レ謂候、然間、座人とも御いとまを申へき由申候」という部分である。

召次菊千代が不法な抑留行為を行うならば「座人とも」は駕輿丁から撤退すると主張しているのである。「…申へき由申候」という伝聞形式で記されているため、ここでいう「座人」とは黒田口で実際的な商売を行う「右兵衛府座」の材木座構成員であると考えられる。黒田口材木座の中には、召次菊千代側と同心する勢力があったことは先に触れたが、それと同じように、この座には右兵衛府駕輿丁側と同心する勢力がいた。この申状における身分放棄文言は、このような駕輿丁側と親和する材木商人の主張であると考えられる。このことから、この争論は、単純に在地商人の支配権をめぐる上部層の争いだけでなく、召次と右兵衛府駕輿丁それぞれに材木商人が同心し、連動する形で争論を行っていると想定することができる。

ここまで述べてきた通り、この争論は「右兵衛府座」という個別駕輿丁と、召次菊千代との間で勃発したものであり、右兵衛府駕輿丁以外の個別駕輿丁は一度も史料に現れてはこない。それにも関わらず駕輿丁側が提出した申状の全てが「四府駕輿丁等謹支言上」（図表2―①②）、或いは「四府駕輿丁謹言上」（図表2―⑤）と記され、四府駕輿丁を主体として作成されていることがわかる。つまりここから、「右兵衛府座」は自身の組織を四府駕輿丁という大きな集団の一部として位置付け、四府駕輿丁を前面に押し出す形で召次菊千代との争論を展開しているといえる。

四府駕輿丁と個別駕輿丁との相互関係は、こういった「右兵衛府座」（右兵衛府駕輿丁）の姿勢から鮮明に浮かびあがってくる。外部からの強烈な圧力に抗する場合、個別駕輿丁は自身を四府駕輿丁という複合的な集団の中に位置付け、身分放棄という最も強力な訴訟手段の行使を可能にする。いわば個別駕輿丁は四府駕輿丁化することで商業特権等の組織権益の保持・拡大を可能にさせるのである。つまり四府駕輿丁は、先の米穀課役争論で見た行動単位としての集団性を保持する一方、個別駕輿丁の利益保障集団としての側面を持つと考えることができよう。

第二章　四府駕輿丁の内部対立

十五世紀前半に、個別駕輿丁から四府駕輿丁へ集合し、強力な訴訟手段を獲得したこの集団は、その後、磐石な体制を維持していくのかというと決してそうではない。むしろ、内部において争論が勃発し、対立を繰り返していることが確認できる。本章ではこの四府駕輿丁内部における争論を手がかりに、室町後期以後の四府駕輿丁の性格を探っていきたい。

室町後期から近世初頭における内部争論の中心的なものは三つ有る。これらを年代順に整理すると、A文安三年、B天文十年、C慶長十六年となる。まず、この三例の事例の中から対立構図が端的に表れるB、及びCを考察したい。

この二例の争論は、いずれも複数の論点で争われ、複雑な議論へ発展する。しかし本節ではこれらの争論の詳しい内容には立ち入らず、争いの対立軸に着目する。まずは二つの争論の概略を述べる。

第一節　天文争論（B）

天文十年（一五四一）八月十九日、「御輿宿への御番」をめぐり、左右近衛府駕輿丁内で争論が勃発する。この争論は「沙汰人」という兄部（組織統率者）を補佐する役職をめぐって争われる。具体的には①

本来の沙汰人の勤めるべき職務とはなにか[44]、②座人が沙汰人へ納入する「衣替」とはいかなる性格のものか[45]、③吉村藤右衛門・富田次郎左衛門の左右近衛府駕輿丁沙汰人としての来歴はどのようなものか[46]、といった複数の論点が絡み合いながら展開していく。

そもそも争論の中核である「御輿宿への御番」とは、先に引用した長禄二年（一四五八）の申状で明らかなように、石清水八幡宮・北野社両祭礼、朝廷三節会への勤仕と並び、駕輿丁が商業を行う上で根拠ともなる重要な職務であった。このような根本職務への勤仕を荷重として、座の一般構成員たる「座人」と沙汰人二名（吉村藤右衛門・富田次郎左衛門）が対立軸となり、互いに押付けあう形で争論が展開していく。ここからは長禄から天文という時代の推移と共に訪れる、駕輿丁の職務に対する意識の大きな変化を読み取ることができよう。

第二節　慶長争論（C）

慶長十六年（一六一一）の争論には二つの対立点が認められる。一つは後陽成天皇の譲位に際しての「御役」をめぐる争い、いま一つは左近衛府駕輿丁兄部職をめぐる対立である。史料からは主に前者の争点が前面に出て、後者の人事をめぐる対立はさほど深く知ることはできない。しかし、この争論の結末を示す猪熊座言上状には「今度御譲位ニ付、駕輿丁左近府兄部職之出入雖二御座候一、余日無二御座一候間、両方ともに御役ニ可二罷出一之由、忝存候」[47]と記され、この争論が後陽成天皇譲位に際して勃発した人事争論であり、御役への勤仕と兄部職をめぐる対立が表裏をなしていることがわかる。

さらに、ほぼ同じ文言の言上状を左近衛府駕輿丁兄部小畑彦七が提出していることから、この争論の対立軸は、左近衛府駕輿丁と左近衛府駕輿丁猪熊座なる組織であると考えられる。

第三節　両争論の比較

B、Cという二つの争論の対立軸を図化したい（図表3）。この図を一見すると、Bは左右近衛府駕輿丁座中と沙汰人との争論、Cは左近衛府駕輿丁兄部と猪熊座というように、左右近衛府駕輿丁が一方の軸で、相手はそれぞれ別個の組織と争論を展開しているように見える。しかし、そうだろうか。次ぎの史料をみたい。

先年駕輿丁左近府猪熊座之　御綸旨并座中之綸（御脱カ）旨、両通申請候、然者只今捧二上覧一、御補任可二申請一処、遠阿ニ預参（置カ）申候間、捧二案文両通一、御補任頂戴候、若此案文一字相違候者、重而正文御覧之時、可レ蒙レ仰候、無二異儀一旨、一筆申上候、恐惶謹言

十一月廿三日

八原入道　道泉（花押）

冨田次郎左衛門　久家（花押）

安大夫（史カ）殿

御披露[48]

無年号でいつのものとも決め難く、文意の掴みにくい部分もあるが、大略はおよそ次ぎのようなものであろう。

先年「駕輿丁左近府猪熊座」に対する「御綸旨」と「座中之綸旨」二通[49]を朝廷方から頂きました。それをただ今上覧して頂き、再度補任を頂戴すべきところ、その二通の文書を「遠阿」

図表3　四府駕輿丁内部争論対応表

	B天文十年 争論	C慶長十六年 争論
動機	御輿宿への当勤をめぐり対立	後陽成天皇譲位に際する御役勤仕をめぐって 左近衛府駕輿丁兄部職をめぐって
対立軸	・左右近衛府駕輿丁座中 × ・同　沙汰人｛吉村藤右衛門（左近衛府沙汰人） 冨田次郎左衛門（右近衛府沙汰人）｝	・左近衛府兄部（四府駕輿丁） × ・左近衛府猪熊座
結果	座人の勝訴（沙汰人職の改易）	両者に御役を認める裁定（妥協的裁定）

なる人物の元に預けてしまっているため、それが叶いません。そこで案文両通を提出して御補任を頂きました。もしこの案文に間違いがあれば、どのような仰せが下っても異議をとなえることはございません。

この史料は自身の提出した案文に間違いがないことを保証するため、猪熊座側が提出した申状と解される。宛所となっている「安大夫（史カ）」という人物は、十三世紀後半以後に六位史を務めるようになる安部氏の一員で、小槻家の家司にあたる人物である[50]。朝廷への文書上覧のため猪熊座が本所である壬生小槻家へと提出した文書と解されよう。

ここで着目したいのが本文書中の連署の部分である。「冨田次郎左衛門久家」なる人物が文書作成者の一人として名前を連ねている。この人物が文書を作成するような、猪熊座の代表的な人物だと本史料から分かる以上、この「冨田次郎左衛門久家」という人物はBの天文争論の当事者である沙汰人二名のうちの右近衛府駕輿丁沙汰人「冨田次郎左衛門」と近い縁者であると考えられよう。

このように、先述した天文十年の左右近衛府駕輿丁内部の「沙汰人」をめぐる争論（B）、慶長十六年の後陽成天皇譲位に際する「御役」をめぐる争論（C）という二つの争論にはいずれも、左近衛府駕輿丁と猪熊座という対立軸が含まれることが証明できる。つまり、天文十年と慶長十六年という七十年の時代を隔てた二つの争論が、争いの発端こそ相違しているが、ほぼ共通する対立軸によって争われていることになる。この極めて根深い対立の原点はいかなるものであろうか。次にその淵源を探りたい。

第三章　左近衛府駕輿丁猪熊座の出現

第一節　文安争論（A）

十五世紀前半に大きな結束を見せた四府駕輿丁が、実はその直後に極めて大きな内部対立を引き起こしていることが判明する。先にあげた三つの争論のうちの最初のもの、文安三年（一四四六）八月の北野祭礼を舞台に勃発した争論（A）である。その発端は、同年七月二日にまで遡る。四府駕輿丁の本所であった壬生小槻家の当主、小槻晴富の日記、『晴富宿禰記』には以下のように記される。

左近駕輿丁兄部職今度相論、任二理運一下二知右衛門四郎男一了、然訴人浄歓（歓）・太郎二郎等不二承引一之間、依二伝　奏儀一、彼輩等□（離）二衆中一了、

折帋云

左近府駕輿丁浄観（歓）并太郎二郎以下輩十五人、不レ応二御成敗一、任二雅意一之上者、□（可）レ被レ離二駕輿丁衆中一由、所レ被二仰下一也、

□□（各可カ）二存知一之旨、依レ　仰下知如レ件

七月二日　　盛久　奉　判

□（四）府駕輿丁沙汰人等中

左近沙汰人、依二別事一衛門四郎ト中ヲ違ノ由令レ申之間、此事是非可レ有二沙汰一間、於二只今下知一者、触二三府（右近、左兵衛、右兵衛）并左近兄部衛門四郎一了[51]

左近衛府駕輿丁内部で兄部職をめぐり争論が勃発した。晴富は「右衛門四郎男」を「左近府駕輿丁兄部職」に補任したが、その裁許に「浄歓（歓）・太郎二郎等」が従わなかった。そのため「浄観（歓）并太郎二郎以下輩十五人」を左近衛府駕輿丁から追放した、というのが本史料の大略である。日記中に引用されている奉書の宛所からこの下知がそれぞれの駕輿丁の沙汰人を通じて駕輿丁構成員に周知されたことがわかるが、左近衛府駕輿丁だけは兄部を通じてそれが行われた。これは「左近沙汰人、依二別事一衛門四郎ト中ヲ違」う、と記される通り、左近衛府駕輿丁沙汰人が争いの渦中にいたためである。この点により、左近衛府駕輿丁は内部に複数の争いが存在する極めて不安定な組織であったこ

とが確認できる。

そして、この追放行為は、さらなる火種を呼んだ。同月二十七日、次ぎのような史料が存在する。

自二伝　奏一、可レ有二来臨一之由被二示送一之間、長者殿(小槻晨照)令レ向給、駕輿丁事、自二大方殿(日野重子)一以二菅二品長政卿(東坊城)一、十六人如レ元可レ被レ免之由、再往御口入云々、雖レ然尚彼等任二雅意一、可レ計二衆中一之由、□申之間、而者雖レ為二御口入一、不レ可レ叶旨被レ申二返事一、殊可レ得二其意一之由、被レ命二長者殿□(之カ)一[52]

追放された十五人を赦免し、元の通り駕輿丁へ戻すようにと圧力がかかった。その主体が日野重子であった点は看過することはできない。嘉吉・文安期は義教が討たれた後の将軍不在期にあたる。この時期に義勝、義政両将軍の生母という立場に基づき将軍代行として強力な権力を保持していたのが、ここでの圧力主体の日野重子であったからだ。重子は幕政の中で管領の意向をも超越する権勢を誇っており[53]、いわば、この本所小槻家への口入は、旧来の朝廷権益の中に室町幕府中枢が介入している状況と看做すことができよう。以後、重子の口入は小槻晨照の「不レ可レ叶」という返答にも拘らず、二十七日、二十九日、三十日というように頻々と繰り返されることになる。当然、この口入は幕府の一方的な介入ではなく、放出された「浄観(歓)并太郎二郎以下輩十五人」が幕府を後楯としたことにより発現したと考えられる。

この後しばらくの間、『晴富宿禰記』は欠如しており、同記からはその詳細を知ることができない。しかし左近衛府駕輿丁内部の人事問題に端を発するこの争論は、幕府・朝廷という二つの権力の対立も絡み合いながら、収束することなく、さらに深刻化しながら展開していく。その状況が北野社松梅院の日記である「社家引付」から知ることができる。

文安三年、祭礼御神幸事、加(駕)輿丁内惣衆与十五人霍執事、自二兼日一在レ之、仍自二惣衆一十五人(於)発二一衆一了、

爰両方致二出仕一可二闘諍一之由申了、両方与力之勢共、境内境外之四方仁数万人在レ之、仍社家奉行方(飯尾為種)相二制両座一、以二使者得田蔵人一注進、其間先師子田楽御鉾等渡了、　公方御左右相待了、

雖レ然加(駕)輿丁共不二鉤牽一、御成敗之間、先今日之神幸可レ被レ付二社家一、先規可二検注進一之由被二仰出一了、

一、天永二年辛酉、鳥羽院御宇、依二内裏觸穢一被付二社家一了、

一、同御宇、永久五年丁酉、依二内裏觸穢一付二社家一了、

此条忽検出之次第注進、仍訴訟之事者追而可レ有二御成敗一、訴論人共可二退出一之由御下知之間、加(駕)輿丁并与力之勢共、戌剋退出、仍西京鉾衆仰付神幸在レ之、路次之間當職可レ奉二警護一云々、被レ成二奉書一了[54]

同年八月一日、北野祭礼を舞台に、前述した争論が一触即発の事態となって現出した。「惣衆」（「十五人」を追放後の左近衛府駕輿丁）と「十五人」（浄歓・太郎二郎以下十五人）が北野社へ出仕した後、対峙したのである。誇張はあろうが、「両方与力之勢共、境内境外之四方仁数万人在レ之」と記され、対峙する双方には膨大な人数の与力が合力していた。ここからは、この争論が単なる左近衛府駕輿丁の内部対立という次元を超えて拡大している状況を読み取れる。四府駕輿丁という号を持ち出し、商業集団として確固たる位置を持ったこの集団が有力な利権団体となっていたことは明白であり、数万人規模の衝突の要因にはこのような利権をめぐる幕府や朝廷をはじめとする各社会層の思惑が充満していたことが想定できよう。また、「両方致二出仕一可二闘諍一之由申了」という記述から、この北野に集まった与力達が武力的集団であった可能性も指摘できる。

先にも触れたように、駕輿丁は北野祭礼において神輿渡御を担っており、祭礼の中核的な儀礼を担う組織であった。その中核的儀礼がこ

の対立によって完全に停止してしまっているのである。左近衛府駕輿丁内部の対立が、他の三衛府駕輿丁をも巻き込む大争論に拡大し、いまや危機的状況にまで至ったのである。

この危機を打開するために、幕府の社家奉行である飯尾為種が対立する双方を調停しようとしたが、すぐに事態が安定するわけではなく、神輿渡御は「社家」の判断に付されることとなった。しかし、この判断の具体的な内容は、同じく松梅院の日記である「社家条々引付[55]」に「西京鉾之衆舁手撰、戌剋神幸在レ之」と記されており、駕輿丁から「西京鉾衆[56]」へ神輿渡御の代替措置がなされたことがわかる。これに際して検出された先例は天永二年（一一一一）、永久五年（一一一七）と当該事例から三百年以上も前の事例であり、ここで見られる駕輿丁の代替措置が極めて異例な措置であったと理解できる。

もちろん、この事実から四府駕輿丁らが訴訟手段として採用している身分放棄に、ある種の脆さが潜んでいることは明白である。しかし代替措置が執行されたこの争論以後も、先に引いた長禄二年八月、文明三年八月の史料で明らかなように、訴訟の中では身分放棄行為が主張されており、この手段の効力は依然として失われていなかった。

いずれにしても文安三年北野社における争論は「訴訟之事者追而可レ有二御成敗一」と裁決を保留したまま「加（駕）輿丁幷与力之勢共、戌剋退出」するという結末を迎え、同月四日には「夜五打程還幸、加（駕）輿丁参勤[57]」として、西京にある御旅所からの還幸が駕輿丁によって勤仕されている。

第二節　享徳争論

一見、緊張事態が打開され、安定を取り戻したかに見えるが、この火種は以後数年の間くすぶり続けることになる。一連の争論から七年後の享徳二年（一四五三）八月四日、再び北野祭礼を舞台に、争いが再燃するのである。

北野祭也、渡物如レ例、神幸及二夜陰一云々、後日承及分、左近府加輿丁之中、両人各有二争レ長事一、一人者已自二内裏一被二仰付一レ之（日野烏丸大納言被執申之云々）、一人者武家管領細河京兆被レ加二扶持一、依レ之未落居、仍右近府左右兵衛府加輿丁等各随二贔屓一、相分不二一味一、四府訴区也、去朔日加輿丁不レ奉レ舁二神輿一、西京神人舁レ之、今日又西京神人奉レ舁二神輿一、彼四府加輿丁不レ舁二御輿一、是両人訴訟相支之故也云々

晩予詣二北野御旅所（西京）一、於二北野一見二物渡物一了[58]

ここでも左近衛府内部の「長」（兄部職）をめぐる争いにより、激烈な内部争論に発展していることがわかる。この点からも先述した文安三年争論との継続性が考えられよう。この史料で何より注目したいのが、左近衛府駕輿丁内部における対立軸のそれぞれに、「内裏」・「管領細河京兆」家という後楯が存在することである。これら諸権力にとって駕輿丁がどのような存在であったかは、史料上からは確認できないが、四府駕輿丁へと集合し、強力な訴訟手段のもと商人として活発に活動するこの集団を有力な経済力として確保するため、旧来の朝廷権益の中に武家方が介入しているという文脈を想定することは十分に可能であろう。先の争論において日野重子という幕府中枢に位置する人物が小槻氏の持つ権益に口入していた事も含めて考えると、この一連の争論の背景には武家という旧来の朝廷と異なる権力があり、駕輿丁内部にはそれを後楯にしていた集団があったと考えることができる。

内裏と武家という二つの権力の対立を核として「右近府左右兵衛府加輿丁等各随二贔屓一、相分不二一味一、四府訴区也」と、四府駕輿丁総体が分裂していることが確認できる。発端は左近衛府駕輿丁の内部対立であったものが、連年にわたる争論の中で諸権力がそこに加わり、四府駕輿丁総体の分裂に深化していくのである。

この享徳の四府駕輿丁内部争論から僅か六年後の長禄三年（一四五九）七月、左近衛府駕輿丁の内部に突如として史料に現れてくるのが、ほかならぬ「左近府駕輿丁猪熊座[59]」なのである。この史料は「西園寺殿御百姓二条座」と同心して猪熊座を抜け出ようとする「右兵衛府之太郎四郎」なる人物を罰して欲しい旨、言上する猪熊座申状であり、この座の成立時期はさらに遡るものと思われる。

時間的に極めて接近していること、左近衛府駕輿丁という対立の核ともいえる組織の中に出現することから、一連の争論と猪熊座の出現を切り離して考えることはできない。左近衛府駕輿丁内部の大きな動揺をきっかけに勃興してきたのが猪熊座であったと考えることができよう。

さらに天文・慶長といった室町後期から近世初頭にかけての二つの四府駕輿丁内部の争論の一方が共通して猪熊座であることを考えると、文安・享徳争論の段階で割れた左近衛府駕輿丁の一部の勢力（左近衛府駕輿丁を放出された勢力）が、猪熊座構成員の一部になったことをも想定することができるのではなかろうか。

勃発する争論の原因に、いずれも兄部・沙汰人といった中枢的統率者の人事問題が存在することはそれを如実に物語っていよう[60]。

第四章　左近衛府駕輿丁猪熊座の組織性と志向性

およそ十五世紀後半頃に成立したと考えられる左近衛府駕輿丁猪熊座であるが、この集団はどのような組織であり、いかなる目的を持ちながら展開していったのであろうか。本節では、その組織性、志向性を明らかにしていきたい。

第一節　商業的発展過程

まず彼等が商業的地歩を固めていった過程について概観したい。先に引いた慶長十六年争論（C）の中で、猪熊座と対立する左近衛府駕輿丁兄部は次ぎのように言上する。

（上略）

一猪熊座と申者ハ、京中所役之御座候時ハ、丹後・若狭ゟ色〻の商仕候ニ付而、其うり物之方ニ代官をさせ、我等方へ八木弐石ツ、上申、京中諸役御免除之故、只今者取不レ申候[61]（下略）

猪熊座とは「京中」の諸役免除特権獲得以前においては丹後・若狭地域からの諸物を商売し、「其うり物之方」（販売担当者）に代官をさせ、左近衛府駕輿丁に米二石ずつ納入するものであったとしている。「うり物之方」という書かれ方から考えると、おそらく丹後・若狭における生産担当者、京都における販売担当者がそれぞれ存在するという分業体制をとっていたと考えられる。

また同史料冒頭には「猪熊座、朱雀座、嵯峨座、是三座者左近府小畑彦七下方ニ而御座候」とも述べており、猪熊座が朱雀座、嵯峨座なるものと並んで、左近衛府駕輿丁の純粋な下部組織であったことを主張しており、米二石の納入を四府駕輿丁組織における下部から上部への進納として位置づけていることがわかる。

「丹後・若狭ゟ色〻の商仕候」という部分に着目したい。左近衛府駕輿丁側の言上を受けて猪熊座が反論した文書にも「則当座中と申ハわかさ丹後何も事多ク御座候[62]」と記され、猪熊座が丹後・若狭などの地域との繋がりを否定していないことがわかる。これはそのまま、この組織の商業活動の根本が、この丹後・若狭という京都北方地域と密接につながっていたことを示すものであろう。

この事例からやや時代が遡るが、永禄五年（一五六二）には猪熊座所属の「丹波野〻村郷之内杓子師、轆轤引」の諸役免除特権を「西村

助左衛門尉吉久」なる人物に安堵する綸旨が確認される[63]。これらの事例から明らかなように、猪熊座は丹波、丹後、若狭などの京都北方地域、つまり日本海側とつながるルート上に強い関わりを持ちながら、発展してきたと考えることができる。

では、このような活動を行ってきた猪熊座の具体的な商業活動はどのようなものであったのだろうか。猪熊座の室町期における史料を整理し、商業関連史料を示したものが図表4である。

特徴的な点は、この表中の取扱い品目にある。猪熊座が商うものは、初めは「鍛冶炭」、「神折敷[64]」、「杓子引物」など多くが木にまつわるものであり、十六世紀後半になると「諸国売買」、「諸国諸売買」へと拡大していくことがわかる。「杓子引物」と同時に米商売なども行っていることから、当然これ以外にも様々な物品を取扱い品目にしていたと思われるが、彼等の本来の商売品を考えるとき、この木をめぐる商売は大きな意味を持つといえよう。当該期における商人が本来的な商売品を核としながら、独自の論理を駆使して取扱い品目を拡大させていく事例は多々有る[65]。猪熊座にとって京都北西方の木材品こそが原初的な商品であり、それを核としながら品目を拡大するべく論理展開を行い、元亀三年に見られるような、「諸国諸売買」特権へと結び付けていったのではなかろうか。猪熊座の根本地域が京の北側であったということを併せて考えると、はじめ山側を中心とした物資を活動の根本に据え、漸次海側へと触手を伸ばし日本海ルートにおける物資（海産物等）をも取扱うようになった、という推論も十分成り立つと考える。

これは、粟津座（粟津橋本供御人）が京都の東、近江の琵琶湖を中心に活動していたのが徐々に取り扱い品目を増加させ、活動範囲を拡大していった動きと重なる。京都内部にありながらも、京都周辺地域に拠点を持ちながら商業活動を行うのが、活発な商業活動を行う商人の一つの共通点であるといえる。

第二節 組織性・志向性

次いで、当該組織の組織性・志向性について整理したい。それを考える上で重要な史料が、若干時代が下る天正六年（一五七八）十二月の奥付を持つ「猪熊座無役輩人数注文[66]」である。

この史料は「猪熊座之無役輩人数之事」と冒頭に記されており、課役免除特権を保持する猪熊座人の交名であると考えられる。また、全体で七十一名の人物を地域ごとに書き上げ、そのうち四十四名について「うおのたな」と記述している。記述された地域は猪熊座構成員の居住地、または魚棚所在地と考えられよう。さらに史料後部からは「浄久」、「新兵衛」、「与三左衛門」、「四郎右衛門」、「宗忠」として猪熊座構成員と考えられる人物達が連署し、壬生小槻家と日野家に提出していることが知られる。

書き上げられた猪熊座人のうち、魚棚が特筆されている事実はこの史料の性格を考える上で見逃せない。この史料が作成された天正六年

図表4　左近衛府駕輿丁猪熊座の活動（15世紀半－16世紀）

年月日		内容	取り扱い品目	出典
長禄3年7月	1459	左近府駕輿丁猪熊座が非法を働く右兵衛府太郎四郎を罰してほしいと言上する。	鍛冶炭	東
文明3年4月11日	1471	加与丁左近府猪熊座に対し、諸業課役諸公事免許特権を付与する。		壬
天文14年4月6日	1545	神折敷商売に関し、西園寺家代官千本風呂五郎次郎が公事銭をかけようとしたが、諸役免除が保証される。	神折敷	狩
天文23年5月15日	1554	禁裏御料所米座のことにつき、補任状が発給されるまた米商売の独占を追認している。	米	狩
永禄4年5月29日	1561	駕輿丁猪熊座兄部の事について、四府兄部に尋ねている。		壬
永禄5年5月1日	1562	四府駕輿丁左近府猪熊座の内、丹波野々村郷内杓子師・轆轤引の杓子引物商売の事に関連し、洛中洛外諸国売買・諸関渡臨時の役を西村助左衛門尉吉久へ子々孫々に免除する旨、綸旨が発給される。	杓子引物 洛中洛外諸国売買	橋
永禄7年12月15日	1564	四府駕輿丁左近府猪熊座諸国売買并臨時課役等事を数通の證文の旨に任せて、免除している。	諸国売買	壬
元亀3年11月11日	1572	「四府賀輿丁左近府猪熊座」諸国諸売買の公事、臨時課役の免除を幕府からの下知状で追認する。	諸国諸売買	狩
天正6年7月1日	1578	魚公事の事に関して交名が作成される	魚	九
天正9年2月11日	1581	藤本三郎左衛門尉宛に諸役免除特権が下される。		狩
天正16年4月14日	1588	後陽成天皇の秀吉聚落行幸に際し、猪熊座の者30名が勤仕する。		壬

東…『京都御所東山御文庫記録』、壬…『壬生文書』、狩…『狩野亨吉氏蒐集文書』、橋…『橋本鉄男氏蒐集文書』、九…『九条家文書』

は、九条兼孝が関白に就任した年であり、九条家としては殿下渡領である魚棚公事を付加するために詳細な商人の情報を握っておく必要がある。その調査の過程で提出させた交名がこの史料であると考えられる。

史料に記述された構成員を地域ごとに並べたものが図表5である。この表から、猪熊座の魚商人は上京を中心に拠点を持ちながら商売を行っていることが見て取れる。もちろん猪熊座の構成員全体がこの史料に反映されているといえないが、それでもある程度の傾向は掴めるであろう。

ここで注目したいのが、「今町」地区についてである。この場所に把握されている五名の人物は、図表5から例外無く「うおのたな」であることがわかり、魚棚商売を行う商人であることが確認できる。

今町を根拠地とする魚商人として、すぐさま想起される商人集団がある。御厨子所に属し、山科家を本所として魚商売を行う今町供御人である。この供御人は棚売り、振売り（行商）という二つの営業形態を持ち、殊に洛中における振売りに関しては、六角町供御人と共に統括的な立場にあったと考えられる商業集団であり[67]、室町中期から後末期においての洛中魚商売を考える上で抜き難い位置にある商人であるといえる。今町地域と密接に結びつく商人がありながら、なぜ五名の猪熊座の商人がここに記述されたのであろうか。

この理由は、同じ魚類を扱う商人でありながら、室町後期に総合商社[68]とも例えられるようになる粟津橋本供御人との関連の中で考えることができる。

天文十四年（一五四五）、関白鷹司家と粟津橋本供御人、今町供御人との間に争論が勃発する[69]。前述したように魚棚役は殿下渡領であり、この段階では関白鷹司家の知行下であった。この争論は、その権益に従って鷹司側が両供御人に対して魚棚役を懸けたことに端を発するも

図表5『猪熊座無役之人数注文』に見える猪熊座構成員

座人名	書き込み所在地	推定所在地	現所在比定	棚種別
稲葉源右衛門尉	今町	今町	上京区油小路通今出川下ル	魚
与三郎	今町			魚
与大郎	今町			魚
与二郎	今町			魚
彦左衛門	今町			魚
山方七郎右衛門尉	五辻	五辻	上京区五辻通大宮西入ル	
片山	あすかい丁	飛鳥井町	上京区今出川通堀川東入	魚
与三郎	かうさい丁	幸在町	上京区上立売通堀川大宮東入二丁目	魚
三宅新九郎	くわんせ丁	観世町	上京区大宮通五辻下ル	魚
八原五郎二郎	いさ丁	伊佐町	上京区大宮通寺之内下ル二筋目	魚
新兵衛	いさ丁			魚
源兵衛	いさ丁			魚
渡辺与三左衛門尉	上小川	上小川	上京区小川通一条下ル近辺	魚
与五郎	らかんのはし	羅漢橋	上京区小川通今出川下ル近辺	魚
浄覚	らかんのはし丁			
弥四郎	小川うつほや丁	小川靭屋町	上京区小川通元誓願寺下ル	
又左衛門尉	小川うつほや丁			
与四郎	一条	一条殿町？	上京区新町通一条上ル近辺カ	
与二郎	一条			
弥左衛門	一条			
与左衛門	一条			
三宅新兵衛尉	とくた寺殿町	徳大寺殿町	上京区新町通今出川下ル	魚
いつ	とく大寺殿丁			魚
弥三郎	とく大寺殿丁			魚
又二郎	とく大寺殿丁			魚
野小五郎	百万へん前	百万遍前	上京区千本通上長者町上ル	魚
弥五郎	うら辻丁	裏辻町	上京区西洞院通下立売下ル近辺	
与五郎	うら辻丁			
八原道意	むしやの小路	武者小路	上京区武者小路通室町西入	魚
又左衛門	むしやの小路			魚
四郎次郎	むしやの小路			魚
与四郎	つき山丁	築山町	上京区室町通今出川上ル	
田中十郎左衛門尉	室町つき山丁	室町築山町	上京区室町通今出川上ル近辺	魚
与四郎	むろまちかしら	室町頭町	上京区室町通上立売上ル	
新左衛門	むろまちかしら丁			魚
弥左衛門	むろまちかしら丁			魚
二郎左衛門尉	むろまちかしら丁			魚
与三左衛門尉	むろまちかしら丁			魚
与介	むろまちかしら丁			魚
喜介	むろまちかしら丁			魚
与三左衛門	むろまちかしら丁			魚
弥左衛門尉	むろまちかしら丁			魚
与三左衛門	むろまちかしら丁			魚
弥左衛門	むろまちかしら丁			魚
与一	ふゑいちん	武衛陣町	上京区室町通下立売下ル	魚
原田与三左衛門尉	柳原	柳原	上京区室町通寺之内上ル近辺	
新介	柳原			魚
稲葉常久	花立丁	花立町	上京区室町通中立売下ル	魚
あしたや道家	千本	千本	北区紫野近辺	
ひの木四郎右衛門尉	千本			
山方彦左衛門尉	千本			
山方与五郎	千本			
林弥介	千本			
ひの木与三五郎	千本			
富田弥五郎	千本			
五郎兵衛	千本			
三宅浄三	北小路	北小路町	中京区、下京区に同名あり、詳細不明	
木屋二郎三郎	下京六かく丁	六角町	中京区新町通六角下ル	
孫三郎	たこやくし丁	蛸薬師町	中京区室町二条下ル	魚
与三左衛門	つき山丁			
与兵衛	かさはい丁	風早町？	下京区油小路通綾小路下ル	魚
藤本五郎左衛門尉	下京あふらの小路	油小路町	下京区油小路通下魚棚下ル	魚
与四郎	二条はんしき丁	二帖半敷町	下京区烏丸通綾小路下ル	魚
五郎右衛門尉	あかね小路	茜小路？	不明	
与三次郎	そうもん	総門？	不明	魚
橋本与二郎	にしきの小路	錦小路町	不明	
二郎右衛門尉	はの上丁	場之上町？	不明	魚
三郎五郎	はの上丁			魚
八原七郎左衛門尉	船橋いさ丁	船橋伊佐町	不明	魚
八原孫五郎	船橋いさ丁			
橋本道祐	船橋南丁	船橋南町	不明	魚

※1「現所在比定」は全て『日本歴史地名体系　京都市の歴史』に拠った。
※2「推定所在」が不確かなものは、末尾に「？」を付した。

のである。詳しい争論の展開過程は省略するが、結論は山科家を後楯にした両供御人側が勝訴し、課役免除特権を保証されることになる[70]。

この時に保証された特権で、粟津橋本供御人が営業品目を飛躍的に増加させ、総合商社的な発展を確固たるものにするのに対し、今町供御人は、そこまでの発展は見られず史料の上からも把握できなくなる。天文争論以後の両者の商業展開には大きな隔たりがあるのである。「粟津座」として粟津橋本供御人が単独（或いは主導的立場）で総合的な座に発展していく一方、十分な商業的展開を果たしえなかった今町供御人が左近衛府駕輿丁猪熊座へ参入、或いは猪熊座へと吸収されていくことは十分に考えられることである。先に引用した「猪熊座無役輩人数注文」に猪熊座として今町地域の魚商人が記述されるのは、こうした室町期における京都商業界の情勢が反映された結果であろう。

粟津供御人や猪熊座が近江や丹波、若狭という京都外部における拠点を持ち、大きな流通経路を握っていたのに対し、今町は京都内部における活動しか見られない。このことが今町供御人と粟津座、猪熊座の展開過程に決定的な格差を生み出したと考えられる。

ここまで述べてきた通り、猪熊座は出自を異にする商人を参入させる、或いは吸収する拡張的な組織原理を持った組織であると考えられる。自身の名称に「左近衛府」という古代以来の伝統的名称を冠し、それを保持した上で、新しい組織の在り方を実現し、新たに勃興してきたのが左近衛府駕輿丁猪熊座なのである。

またこの組織が「猪熊」という地域を名称に持つ点も看過できない。既に指摘されている通り、西園寺家を本所とする「丹波座」、所属は不明ながら下京方面で商業活動を行う「九条座」など、室町中後期は座の名称に特定商品名を据えるのではなく、国名、京都内の地域名を冠する商業座が出現する時期である[71]。これは単独商品の専門的商業から総合的・多角的な商業活動へと展開したことの反映と理解することができ、室町後末期の京都商業界の特徴を考える上での重要な指摘と言わねばならない。

先に見た通り、猪熊座も元亀三年（一五七二）年には、既に「諸国諸買売」特権を保持し、総合的・多角的な商業活動を行っていることは明らかである。今町供御人のような個別地域的な活動ではなく、広域流通圏商売こそが室町後期の商業界で確固たる位置を築くための重要な方策であったといえよう。猪熊座が古代以来の伝統を引き継ぐと同時に、このような室町後末期の商業界の流れを真正面から受けとめ、業界の情勢に即応している組織であったこともここで確認しておきたい。

結語―今後の課題―

ここまで述べて来た内容をまとめながら、今後の課題を提示したい。

まずこの組織の大きな画期は十五世紀前半にあった。古代以来、一府、乃至二府を単位として活動していた個別駕輿丁が「四府駕輿丁」という名称のもとに集合したのがこの時期である。そしてこの現象は彼等が米穀課役をめぐり大炊寮本所押小路家と激しい争論を行う時期ともほぼ重なる。少なくともこの争論は「四府」の名のもとに個別駕輿丁組織が集合する契機となった。そしてそれが職務放棄から身分放棄へと自己主張の手段を強化させたと考えられる。

また、四府駕輿丁の名乗りを獲得した後も、個別駕輿丁は存在し続ける。これは、個別駕輿丁は外圧と抗する場合、四府駕輿丁という複合的な集団に自らを位置付けることにより、身分放棄での自己主張を可能にさせることによるものである。ここから四府駕輿丁は、個別駕輿丁の利益保障機能を持つ集団であると理解することができる。

強力な身分放棄という手段を獲得した四府駕輿丁は、その後、一枚

岩の磐石な体制を作りあげるのではなく、内部に対立を含んだ状態で存続していくことになる。この点は、四府駕輿丁というものが四府全体の兄部や沙汰人といった統率者をおかず、一体の組織ではなかった点を裏付けるものである。

頻発する四府駕輿丁内部の対立の中でも極めて重要な位置にあるのが文安三年の北野祭礼を舞台に勃発した争論である。これは左近衛府駕輿丁の兄部職をめぐって、組織から放出された勢力と、放出した側の「座中」が対立軸となり、それぞれに与力が合力し、数万人規模の武力衝突の可能性も孕んだ大争論に発展する。さらにその後、連年に渡ってこの対立はくり返され、享徳二年に至って四府駕輿丁全体を内裏派と武家派に二分する争論へと深刻化しながら進んで行く。

この直後、争論の中心であった左近衛府駕輿丁の内部に出現するのが、他ならぬ猪熊座である。この座の構成員の一部には、文安争論での左近衛府駕輿丁（「座中」）に対抗する勢力（左近衛府駕輿丁を放出された側）が存在した可能性を指摘しておきたい。

文安・享徳の段階で割れた二つの勢力の一方が四府駕輿丁総体として存続し、いま一方が猪熊座と関係を結び、これら二つの勢力が以後、応仁の乱を経てもなお、対立軸をひきずるように天文、慶長といった室町末期から近世初頭にかけての争論をひきおこしていくのではなかろうか。

この猪熊座は、供御人などの出自を異にする商人を構成員として存在させるなど、拡張的な組織性をもったものであった。さらに丹波・若狭地域と密接に関わりながら、広域的な流通圏を持つ商人であったと考えられる。木をめぐる商売から考えても、猪熊座にはさらに多様な商人、職人の姿を想定することができよう。「左近衛府駕輿丁」という古代以来の伝統を保持しながらも、「猪熊」という地名を冠し、出自の異なる商人を構成員とする組織を実現させ、勃興してきたのが左近衛府駕輿丁猪熊座なのである。

駕輿丁の商業活動を支える重要な職務として北野祭礼の神輿勤仕があったように、中世における四府駕輿丁の展開の中では、北野社との緊密な関係が見て取れる。なぜ北野社にのみ朝廷と強い関係を結ぶ駕輿丁が勤仕するのか。北野社の室町期における社会的位置は室町幕府、とりわけ足利氏との関係で説明されがちだが、朝廷・幕府・民衆信仰などの諸側面から考察していく必要があろう。

室町中後期において劇的な組織変化を遂げた四府駕輿丁はその後、近世になるとどのような展開をするのであろうか。豊田武氏は、近世における四府駕輿丁を「専売権という有力な武器を失ひ、僅かに課役免除の特権を保持するばかり」になり、「中世的な残滓に身を沈める」もの達とした[72]が、そのように断じることはできない。

確かに、一般的な理解では天正十三年（一五八五）を一つの契機として、秀吉によって大和、山城という旧来権益が残存する都市においても座の撤廃が行われたとされるが、同時に近世を通じて継続していく座も指摘されている[73]。この四府駕輿丁も、天正十七年五月十七日付の「左近衛府駕輿丁兄部職安堵状写[74]」が残されていることから後者に分類される。

近世に至っても、寛永十九年（一六四二）の「四府駕輿丁人数交名[75]」には、四府駕輿丁総数七十二名中、猪熊座は三十名という人数を確認できる。また、江戸末期の元治二年（一八六五）に「諸役免除」と記される駒形の鑑札が見られる[76]ことや、明治三年九月付の「左近府駕輿丁席順并宿所書[77]」では都合二百六名の駕輿丁が存在し、ここに書き上げられた人々がほぼ商人であることを確認できる。

このような史料を駆使し、西村慎太郎氏は近年、役割・組織・存在形態といった視点のもと、近世の四府駕輿丁を多面的に分析している[78]。氏の論考では、駕輿丁が様々な商売を行う町人身分でありながら、天

皇・皇族の「鳳輦」を担ぎ、新嘗祭への勤仕や節会の「鉾請取役」を担っていることを明らかにしている。一面では、商業に従事しながら、朝廷儀礼に参勤するという、中世以来の構造が継続しているといえよう。

このように四府駕輿丁が近世を通じて命脈を繋げ、長大な時間にわたって存続してきたのは、この集団が純粋な商人集団ではなく、天皇と極めて近い職務を担ったためである。彼等が職掌とした駕輿勤仕は天皇という存在と密接不可分に結びついており、四府駕輿丁はその儀礼を成り立たせる上で、欠かすことのできない重要な構成要素として存在する。この性質は、駕輿丁という身分そのものと分かち難く結びついており、近世に至っても変化することはない。近世以後もこの性質を活動の立脚点に据えていたと考えられよう。

今後は、中世に見られた四府駕輿丁の存在形態が織豊期を経て、いかに近世へと接続していくのか、中世的な四府駕輿丁のどの部分が継続され、どの部分が変容していったのか、その継続と断絶を実証的に裏付けることが必要になってこよう。また近世において、四府駕輿丁という身分が京都町人にどのように受け止められ、商業という実活動にどのような効果をもたらしたのか、という側面を具体的に明らかにしていくことも必要であろう[79]。これらの問題を解明することによって、中近世移行期における朝廷権威の変質を四府駕輿丁という側面から照射することが可能になってくると考える。積み残した問題は多々あるが、これらを今後の課題とし、本稿を擱筆したい。

1 三浦周行「座の研究（其二）」（『法制史の研究』下、岩波書店、一九四四年十二月五日なお成稿は一九一八年三月）

2 豊田武「四府駕輿丁座」（『豊田武著作集第一巻 座の研究』、吉川弘文館、一九八三年十二月一日、なお初出は一九三四年、原題「四府駕輿丁座の研究」）

3 脇田晴子「座の性格変化と本所権力」（『日本中世商業発達史の研究』第三章、御茶の水書房、一九六九年三月二五日）

4 脇田前掲注3論文

5 四府駕輿丁を分析対象の一つとした研究を以下に列挙する。網野善彦「中世前期の「散所」と給免田―召次・雑色・駕輿丁を中心に―」（『日本中世の非農業民と天皇』第一部第三章、岩波書店、一九八四年二月二八日）、大山喬平「供御人・神人・寄人」（『日本の社会史』第六巻、岩波書店、一九八八年六月二四日）、瀬田勝哉「荘園解体期の京の流通」（『洛中洛外の群像』、平凡社、一九九二年八月二五日）、早島大祐「中世後期社会の展開と首都」（『日本史研究』四八七号、二〇〇三年）、近世のものとして梅田千尋「近世宮中行事と陰陽師大黒松大夫-朝廷周辺社会の構造転換-」（『日本史研究』四八一、二〇〇二年）、西村慎太郎「近世の駕輿丁について」（『研究年報』第五二輯、学習院大学文学部、二〇〇六年三月）、史料紹介として奥野高廣「四府駕輿丁座の新史料について」（『古文書研究』第九号、一九七五年十二月）など。このうち、網野論文においては、豊田論文において四府駕輿丁が商業的性格を強める要因を、鎌倉期の「俸給不渡」としたことを批判し、駕輿丁が潜在的に持つ「非農業民的性格」をその要因と位置付けている。

6 『狩野亨吉氏蒐集文書』十

7 『図書寮叢刊　九条家文書』第五巻、一三七一号（宮内庁書寮部、一九七五年）

8 京都帝国大学文学部所蔵『壬生文書』一所収（なお史料読解は東京大学史料編纂所所蔵影写本を用いた。）　本史料書出し部分には「秀吉関白之御時、於二聚楽行幸一御鳳輦役者、駕輿丁左近府之内自二猪熊座中一出仕（下略）」と記されている。傍点部を見ると当該期からやや時代が下って成立したと思われるが、出仕した座人名や、地域が詳述されており、史料を作成するための何らかの元史料があったものと思われる。この考えに従い、本史料を本文に組み込んだ。

9 豊田前掲注2論文、脇田前掲注3論文

10 「四府駕輿丁座」の用例としては、天文十七年十二月二十七日　室町幕府奉行人連署奉書（『狩野亨吉氏蒐集文書』所収）の冒頭部に「四府駕輿丁座中」と記されるのを初出とする。

11 『京都御所東山御文庫所蔵史料』地下文書、勅封二三-六-七二-三（東山御文庫所蔵、東京大学史料編纂所所蔵影写本）

12 「御輿長」という語句については、『延喜式』の「左右近衛府」に「凡行幸之時御輿長五人、擇二近衛膂力者一、預前注二交名一」と規定されており、担当駕輿丁の選択や交名による把握を担う統括的役職にあたる者達だと考えられる。個別駕輿丁には統括者として「兄部」や、その補佐をする「沙汰人」などが存在する。これらの関係を整合的に説明することはできないが、「御輿長」という用例は、『康富記』文安六年（一四四九）五月十二日条を最後に見られなくなり、その後は「兄部」、「沙汰人」のみが統括者として史料に姿を表す。或いはこの現象も十五世紀前半の四府駕輿丁組織への改編の文脈の中に位置付けられるかもしれないが、決定的な史料は見出せていない。今後の課題としたい。

13 『民経記』第四巻、寛喜三年八月一日条
14 『京都の歴史』第二巻、第三章第四節、二九四頁～二九七頁（学芸書林、一九七一年五月三一日）
15 『民経記』第三巻、寛喜三年七月一日条
16 『民経記』第五巻、貞永元年閏九月記紙背文書
17 本郷恵子「公事用途の調達」（『中世公家政権の研究』第二部第一章、東京大学出版会、一九九八年三月二五日）
18 『民経記』第四巻、寛喜三年八月一日条
19 『民経記』第四巻、寛喜三年八月一日条
（上略）国兼早可㆓宛給㆒之由、有㆓承伏気㆒、仍賜㆓其暇㆒了、其上又以㆓私侍左衛門尉盛家㆒遣㆓北野㆒、御輿早可㆑成㆓御行㆒之由、仰㆓駕輿丁等㆒也、
此間右近庁頭景重祇候、種々廻㆓計略㆒云々、於㆑饗者、只今率爾歟、然者可㆑賜㆓銭貨㆒之由平訴訟云々、
景重内々借㆓求㆒銭貨㆒、只今可㆑致㆓沙汰㆒之由、相触之間、成㆓御許㆒成㆓御行㆒了云々（下略）
この史料のうち、「只今可㆑致㆓沙汰㆒之由、相触之間、成㆓御許㆒成㆓御行㆒了云々」という文言は看過できない。文脈から考えて「成㆓御許㆒成㆓御行㆒了」という動作の主体は駕輿丁であることは明白だが、気にかかるのはその動作が敬語で表現されていることである。公家日記の中において記主より下位身分である駕輿丁がこのような敬語で表現されることはまずないと考えてよいだろう。だとすればこの敬語表現は何に起因するのだろうか。
一つの可能性を指摘すれば、駕輿丁は祭礼という状況下において、ある種の神威を背負うということである。神幸を左右することは、そのまま神の動静を左右することであり、その意味で駕輿丁は特異な存在ということができる。この点から考えてもこの敬語表現の裏に神威を見出すことは無謀な推論ではないように思える。しかし、敬語表現で記述される動作はこの一例のみであり、史料不足の感は払拭できない。こう断定してしまうのは心許ないだろう。そのため、ここでは可能性を指摘するのみに留めておきたい。
20 『民経記』第八巻、仁治三年八月二二日条
21 「三年一請会引付」（『北野天満宮史料』古記録編、北野天満宮、一九八〇年）
22 同前
23 『長興宿禰記』文明十一年七月十一日条他
24 網野善彦「中世文書に現れる「古代」の天皇」（『日本中世の非農業民と天皇』第一部第二章）
25 『京都御所東山御文庫記録』地下文書　勅封二三―六―七二―三
26 本史料中では、行為の主体を「駕輿丁四府」、「四府之輩」、「四府」という語句で表現しており、「四府駕輿丁」という文言は用いていない。このような記述の理由は判然としないが、図表1から明らかなように、既に応永段階で「四府駕輿丁」という名称は存在しており、本文ではこの名称を用いた。
27 『京都御所東山御文庫記録』甲七〇所収
28 『大日本史料』第七編―一〇　四〇七頁
29 『京都御所東山御文庫記録』甲七〇、永享十年八月十日　四府駕輿丁請文
30 注28　同史料
31 脇田前掲注3二四八頁、瀬田前掲注5一五〇頁
32 『壬生家文書』四、一一六九号文書
33 『同書』四、一一七〇号文書
34 『同書』四、一一七一号文書
35 『親長卿記』、文明三年八月十四日条
36 この史料では、身分放棄行為の主体が「駕輿丁」とのみ記され、この史料単独では行為の主体が四府駕輿丁であるかどうかは判然としない。しかし押小路家と駕輿丁との米穀課役争論は、全て四府駕輿丁との間に勃発しており、この史料も一連の米穀課役争論の図式で捉えられる。
37 奥野前掲注5論文の中には「米屋座四符加輿丁」、「下京四符駕輿丁米座中」という文言が見られ、米穀商売が四府駕輿丁に一本化されたように読める。天文期頃から雑多な所属の米穀商人の編成が進み、四府駕輿丁へと集中していくと考えられる。
38 近年、小島道裕氏は京都における陶磁器出土データ、米価変動、市場法発布数の再検討から、十五世紀前半を流通・消費をめぐる大きな社会変動の画期として捉え、当該期における京都の物資流入の減少と、それに伴う物価上昇という一連の現象を指摘している（「流通・消費の場と地域」、『戦国・職豊期の都市と地域』第三部第四章、二〇〇五年十一月、青史出版）。この指摘は早島前掲論文で示された、十五世紀前半の守護在京体制の確立とそれに伴う京都への人口集中という社会状況と表裏をなす現象と理解できるだろう。
米穀商人に懸けられる課役は百貫以上にのぼり押小路家にとっては極めて大きな収入となる。駕輿丁に対する押小路家の強硬的課役徴収もこのような社会状況の中で必然的に生まれてきた方策だと考えられる。大きな社会変動を受けて、公家・武家といった上級権力や、商人・職人などの都市民がいかなる手段でこの情勢に対応していったのか、という各階層における具体的動態の解明が今後の課題となってこよう。
39 『京都御所東山御文庫記録』甲七十一、永正十四年六月日四府駕輿丁申状
40 『同文書』甲七十一、永正十四年七月日四府駕輿丁申状
41 『同文書』甲七十一、永正十四年七月日召次菊千代重申状
42 『同文書』甲七十一、永正十四年七月日召次菊千代重申状
43 『同文書』甲七十一、永正十四年八月四府駕輿丁申状
44 『狩野亨吉氏蒐集文書』十一、天文十年八月十九日駕輿丁左右近沙汰人申状

45 『同文書』、天文十年九月二十日駕輿丁座中申状
46 『同文書』、九月左右近沙汰人申状（無年号）
47 『同文書』十、左近衛府駕輿丁猪熊座申状
48 『同文書』二、左近衛府駕輿丁猪熊座申状
49 本史料中では「猪熊座之　御綸旨」、「座中之綸旨」と記され、朝廷が発給した綸旨は二通記される。これらは明らかに区別されて記述されており、両通には明らかな差異があったと考えられるが、その詳細は今のところ判然としない。
50 中原俊章「官司請負制の内実」（『立命館史学』二一、二〇〇〇年）
51 『晴富宿禰記』文安三年七月二日条
52 『同書』文安三年七月二七日条
53 高橋修「日野（裏松）重子に関する一考察―その政治介入を中心として―」（『国史学』第一三七号、一九八九年四月）
54 「嘉吉三年之記」（『北野社家日記』第七巻、続群書類従完成会、二〇〇二年）「嘉吉三年之記」という表題は後補表紙のものである。この史料の書出しが嘉吉三年（一四四三）であることにより、後補の際にこのように名付けられたものだと考えられるが、原表紙には本文中に用いた「社家引付」と記されており、史料名称としてこちらを用いた。現在刊行されている『北野社家日記』に収まる諸史料は、記主、伝世過程など様々な点で判然としない部分が多々あり、史料批判を含めた総合的な史料論の確立が強く望まれる。
55 「社家条々引付」（『北野社家日記』第七巻）
56 「西京鉾之衆」の実像については判然としない。しかし『康富記』第四巻、享徳二年（一四五三）八月四日条には「去朔日加輿丁不レ奉レ舁二神輿一西京神人舁レ之」と記され、ここでは駕輿丁の訴訟にあたって「西京神人」が神輿を担いでいることが確認できる。西京神人が「西京鉾之衆」である可能性は十分にあるが、これら二つを結び付ける史料には今のところ出会っていない。
57 「社家条々引付」（『北野社家日記』第七巻）
58 『康富記』第四巻、享徳二年八月四日条
59 『東山御文庫記録』甲七〇、長禄三年七月日左近衛府駕輿丁猪熊座申状
60 猪熊座の初出史料の一年前、すなわち長禄二年には、本稿第一章第二節で触れた山門公人との争論が勃発している。ここでは四府駕輿丁は身分放棄を行っており、集団性を楯に争論を展開していることは先に見た通りである。しかし、この時期には左近衛府駕輿丁の中に猪熊座が存在していた可能性があり、一種の緊張関係が存在していたと思われる。当該期の四府駕輿丁は一枚岩の組織であるとはいい難い。内部の軋轢が生じながらも、対外的には結束するという、内外の二つの側面を持ち合わせているのが四府駕輿丁の集団性であると考えたい。
61 『狩野亨吉氏蒐集文書』二、慶長十五年閏二月十五日左近衛府駕輿丁兄部申状
62 『同文書』二、慶長十六年三月十一日左近衛府駕輿丁猪熊座申状
63 橋本鉄男『ものと人間の文化史三一　ろくろ』六六頁（法政大学出版局、一九七九年）、同氏「市町の木地職」（『日本民俗文化体系十一　都市と田舎』第三章、小学館、一九八五年）引用史料
64 先行研究では、「神折敷」を「紙折敷」として理解しているが、神前に供するための折敷としての「神折敷」という名称も考えられる。その場合の折敷とは通常の木材製品と考えられ、本文の通り木に関わる商品として解釈をした。
65 瀬田前掲注5論文における「小野供御人」、「粟津供御人」など。
66 『九条家文書』第五巻、一三七四号
67 享禄二年十二月十四日付室町幕府奉行人連署奉書案（『出納文書』所収、京都帝国大学文科大学国史研究室所蔵文書）
洛中洛外魚物商買事、粟津橋本供御人並振売六角町今町等商、先々進止之處、近年非分族、或構レ棚、或荷持レ之、猥令二買売一云々、太無レ謂、
所詮停二止非衆新儀一、可レ専二当座中之商売一之由所二仰下一也、仍下知如レ件、
享禄二年十二月十四日　　信濃守神宿禰　判
弾正忠三善　　判
この史料からは、幕府が当該期における「洛中洛外魚物商買」を、「粟津橋本供御人並振売六角町今町等」として諸商人の独占と認めていることがわかる。冒頭部は解釈が分かれるであろうが、「洛中洛外魚物商売の分野では、粟津橋本供御人、振売の六角町今町供御人が進止している」という意味でとった。なおこの点を考えるとき『言継卿記』天文十四年三月二十八日条における「享禄貳年の証文は、対二振売等一たる儀候哉、殊六角町今町進止の旨在レ之」という記述は注目に価する。
68 今谷明「流通経済の発達」（『週刊朝日百科日本の歴史二〇　琵琶湖と淀の水系』、朝日新聞社、一九八六年）
69 『言継卿記』天文十四年二月五日条より同年九月まで、争論史料が散見される。
70 『同記』九月十七日条、同日の日記の中に、「御厨子所供御人魚物商買棚」に対する課役免除を通達する綸旨が引用されている。
71 瀬田前掲注5論文
72 豊田前掲注2論文、「（五）駕輿丁座の没落」
73 楽座に関する研究は多々あるが、近世的展開をも射程にいれた研究を列挙する。寺尾宏二「京都に於ける座の問題」（『経済史研究』第十九巻第一号、一九三八年一月）、乾宏巳「近世職人の形成について」（『近世封建支配と民衆社会』、弘文堂、一九七五年十一月二五日）、脇田修「座組織の終末」（『近世封建制成立史論』、東京大学出版会、一九七七年三月十日）、横田冬彦「幕藩制的職人編成の成立」注二八（『日本史研究』二二七号、一九八一年七月）、豊田武「国内の統一と商業の発展」（『中世日本の商業』、吉川弘文館、一九八二年十月一日）、今井修平「大山崎油座の近世的変貌」（『神女史学』第三号、一九八四年十二月）、播磨良紀「楽座と城下町」（『ヒストリア』第一一三号、一九八六年）

74 「駕輿丁記事」所載（『山城国京都駕輿丁文書』所収 国文学研究資料館所蔵）
75 『壬生文書』一所収
76 「駕輿丁記事」所載（『山城国京都駕輿丁文書』所収 国文学研究資料館所蔵）
77 「同書」所載
78 西村前掲注5論文
79 この点、梅田前掲注5論文では、大黒松大夫を素材として中世では陰陽師として「宗教者」であったものが、近世においては朝廷権威を分与しうる「地下官人」へと属性が変化する、という身分的機能の変容を指摘している。中近世を継続する社会集団の分析として極めて示唆に富む指摘といえよう。

〈付記〉

本稿は二〇〇五年十一月、史学会第一〇三回大会報告「中世後期における四府駕輿丁の展開」を論文化したものです。その際、多数の貴重な御助言を賜りました。末筆ながらここに記して御礼申しあげます。